

大津市企業局物品等入札心得

(目 的)

第1条 大津市企業局が行う物品購入等に係る競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項については、別に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札の基本事項)

第2条 入札参加者は、仕様書、設計書及び図面その他契約締結に必要な条件を理解した上で入札しなければならない。この場合において疑義があるときは、事前に説明を求めること。

(入札の辞退)

第3条 入札参加者は、入札執行の完了に至る（郵便入札の場合は開札執行前）までは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者が入札を辞退するときは、次に掲げる方法により申し出るものとする。

- (1) 入札執行前であつては、入札辞退届を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行うこと。
- (2) 入札執行中であつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を執行する者に直接提出して行うこと。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いをうけるものではない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入 札)

第5条 入札参加者は、入札書を作成し、封筒に入れ、品名等を表書きすること。

2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を提出しなければならない。

3 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者を代理人とすることはできない。

4 入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人をすることはできない。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第7条 入札参加者が談合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めるものとする。

2 入札の執行は、市の都合で延期又は中止若しくは取消しすることができる。この場合において、入札参加者が損失を受けても市は補償の責を負わない。

(開 札)

第8条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において行う。

(入札の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 入札金額を訂正した入札
- (3) 入札に際し不正の行為があったとき。
- (4) 入札の金額その他必要な事項が不明なとき。
- (5) 記名押印のない入札
- (6) その他入札に関する条件に違反したとき。

(落札者の決定)

第10条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第11条 開札をした場合において、落札者とすべき入札がないときは、再度入札を行う。ただし、再度入札は2回とする。

- 2 再度入札に参加できる者は、その前回の入札に参加した者とする。ただし、本件入札において辞退した者、入札が無効となった者は再度入札に参加することができない。
- 3 再度入札において、最低入札価格発表後に発表額以上の入札をした者は失格とし、再度入札に参加することができない。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第12条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない本市職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第13条 開札をした場合において、落札者が決定したときは、その旨口頭をもって知らせる。

(落札の取消し等)

第14条 次の各号のいずれかに該当するときは、落札を取り消すことができる。

- (1) 落札者が次条に定める期間内に契約を締結しないとき。
 - (2) 入札者又は落札者が不正の入札をしたと認めたとき。
 - (3) 落札者が入札資格に欠け、又は欠けたことを発見したとき。
 - (4) 落札者が自己の責めに帰すべき理由によって既に締結した他の契約を解除されたとき。
- 2 前項に定める場合のほか、落札決定後特別の理由によって契約の締結ができないときは、落札を取り消すことができる。

(契約の締結)

第15条 落札者は、落札の決定があった日から起算して7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、公営企業管理者がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

付則

この心得は、令和6年9月2日以降に入札公告等を行うものに適用する。